

## 第五章

### 結論



## 第五章 結論

### 5-1 本研究の結論

#### 5-1-1 目的1の結論

目的1:「各自治体が行っている事業系ごみ減量・リサイクル施策の実施実態を明らかにすること」について

ごみ処理手数料の改定について、以下のことが明らかになった。

- (1) ごみ処理手数料を改定している自治体のうち、「ごみ処理コストとのバランスを勘案」して改定という自治体が全体の約50%にのぼった。
- (2) 処理手数料の改定に伴い、事業系ごみ処理量が減少した自治体は全体の約40%であった。

上記の2点について、以下に示す。

ごみ処理手数料の改定に当たって、その目的として最も多かったのは「ごみ処理コストとのバランスを勘案」であった。処理手数料の改定は社会的事業活動に与える影響が大きいため、よく検討された上での改定ということがわかる。

搬入規制について、以下のことが明らかになった。

- (1) 全体の約50%の自治体において搬入規制が行われている。
- (2) 搬入規制を行っている自治体のうち、事業系古紙を搬入規制の対象としている自治体は全体の約40%であったが、そのうち95%の自治体で事業系可燃ごみ量が減少しており、事業系可燃ごみ量の減少割合は平均で約10%の減少であった。

上記の点について、以下に示す。

搬入規制は全体の60%の自治体で取り組まれている。そのうち、約40%の自治体において事業系古紙が搬入規制対象とされているが、95%の自治体で事業系可燃ごみ量が減少しており、事業系古紙の搬入規制は効果的であると考えられる。

大規模事業者、中・小規模事業者への対策について、以下のことが明らかになった。

- (1) 全体の60%を超える自治体が大規模事業者に対して減量計画書提出義務付け、訪問指導を行っている。
- (2) 事業系ごみの減量化マニュアルの作成・配布を行っている自治体は全体の60%であるが、そのうち大規模事業者と中・小規模事業者とで減量化マニュアルを区別して作成・配布している自治体はおよそ13%であった。また、減量化マニュアルをHPで公開している自治体は全体の37%であった。
- (3) 廃棄物管理責任者を置いている自治体は全体の約40%であり、そのうち廃棄物管理責任者を対象にした研修会を実施しているのは約20%である。
- (4) 中・小規模事業者に向けた説明会を実施している自治体は全体の6%に過ぎない。

上記の点について、以下に示す。

大規模事業者への対策として、減量計画書提出義務付け、訪問指導、減量化マニュアルの作成・配布が行われている自治体は全体の60%にのぼった。しかし、減量化マニュアルの作成・配布の中身に関しては、大規模事業者と中・小規模事業者とで区別している自治体は全体のおよそ13%、減量化マニュアルをHPで公開している自治体は全体の37%と、低い数字であった。また、中・小規模事業者向けの説明会を実施しているという自治体は6%であった。これは、人員を中・小規模事業者向けの説明会にまで割けないのが現状である、ということが考えられる。そのため、「大規模事業者と中・小規模事業者とで区別して減量化マニュアルを作成」することや「HPでの公開」は非常に重要なことであり、この2点を進めていくことで事業者が事業系ごみの処理に対してより理解を深められるようになることや事業系ごみが家庭系ごみの収集ステーションに混入するという問題の解決につながっていくと考えられる。

有料指定袋制度について、以下のことが明らかになった。

- (1) 有料指定袋制度を導入している自治体は全体の約10%であり、この制度の導入を検討している自治体も20%にとどまっている。

上記の点について以下に記す。

人口30万人以上の規模の自治体では「小規模事業者の保護」を目的とした有料指定袋制度の導入が見られ、またこの制度を導入する方向で検討している自治体が見られたが、人口規模が20万人台以下の自治体では導入、もしくは導入する方向で検討するという自治体は見られず、今後もこの状況が続くものと考えられる。

#### 5-1-2 目的2の結論

目的2：「各自治体の事業系ごみ減量施策の取組状況とごみ削減量等の関係を比較評価し、各自治体が減量・リサイクル施策を行う上で有効な減量・リサイクル施策を示すこと」について

施策が講じられたことに伴う、事業系ごみ増減割合の平均(各施策が行われた年度の前後2年の事業系ごみ処理量データを把握している自治体)について、以下のことが明らかになった。

- (1) 処理手数料値上げに伴うごみ処理量増減割合の平均パーセントは-2.9%、搬入規制は-9.5%、減量計画書提出義務付けは-1.8%であった。
- (2) 施策を講じたことに伴う、ごみ処理量が減少した自治体数の割合比較は、搬入規制が84.2%、処理手数料値上げが70%、減量計画書提出義務付けが66.7%であった。

上記について、以下に示す。

ごみ減量化施策のごみ減量効果は、いずれも減少しているという点で効果は認められるが、特に搬入規制が効果的であることがわかる。処理手数料の値上げ割合とごみ増減割合との単相関係数は-0.27であり、統計的に有意な関連ではなかったが、単相関係数はマイナスである

ので、値上げに伴いごみが減少する傾向にあると考えられる。また、平均のごみ減量パーセント、ごみ減量自治体数の割合の両方で搬入規制が最も効果的であることが示された。

#### 5-2 研究全体を通しての考察

処理手数料の値上げは、事業系ごみ処理量の減少傾向が見られた。処理手数料を改定する自治体は近年増加傾向にあるが、「事業系ごみの減量」を最優先に置いて改定するのではなく、十分に検討された上での検討が必要であると考えられる。

また、「減量計画書提出義務付け」については平均のごみ減量パーセント比較、ごみ処理量が減少した自治体数の割合比較で共に最も効果が低い結果となった。今後は「減量マニュアルの作成・配布」など、その施策の中身について見直すことも必要であるとする。「清掃工場への搬入規制」については、平均のごみ減量パーセント比較、ごみ処理量が減少した自治体数の割合比較とともに最も効果的であることが認められたため、事業系ごみ減量化に向けて特に事業系古紙の搬入規制について、導入が検討されるべきであるとする。

#### 5-3 今後の課題

本研究では、対象や施策の範囲が広域であったこと、事業系ごみ処理量のデータや実施施策に関するデータを手に入れることが困難であったため、細部まで分析することができなかった。人口規模や施策を限定し、より多くのデータを確保して自治体の減量化施策の実施実態を見ていく必要がある。また、今回の研究では、事業系ごみ減量施策が講じられた後にごみ処理量が増加した自治体について検証することが出来なかった。よって、今後はこの点について詳しく見ていく必要があるとする。それと同時に、減量施策が平成 20 年度に開始された自治体も多く、この施策に伴い事業系ごみ処理量の減量割合がどのように変化するかという点についても見ていく必要があるとする。

